

平成26年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年11月20日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第48号 「練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (11) 平成26年陳情第6号 学校巡回相談員の増員と巡回相談サービスの充実を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

谷原小学校における知的障害学級の設置について

平成27年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

大泉学園駅図書館資料受取窓口の設置について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い整備する条例（骨子案）への意見募集について

平成26年第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
子ども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
子ども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
同 子ども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
子ども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
子ども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから平成26年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方がお一人お見えになっていらっしゃる。よろしく願います。

それでは案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情11件、協議1件、教育長報告6件である。

- (1) 議案第48号 「練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

初めに議案である。議案第48号 資料1「練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。それでは、この議案について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

制定依頼のほうは特にない。お聞きしたいことがあるのだが、このスクールソーシャルワーク事業を担当しているのは、現在、このセンターでは何名いらっしゃるのか。

学校教育支援センター所長

現在、スクールソーシャルワーク事業の担当者は3名である。

委員長

よろしいか。

外松委員

その方たちの働き方のスタイルと申すか、どのような働き方になるのか。

学校教育支援センター所長

今のご質問は、今後どうなのかというふうにご理解させていただいたが、新しく職を設定する者をサポートするというような形で、役割を与えていきたいと考えているところである。

委員長

よろしいか。

教育長

学校から援助要請が多いということが書いてあるが、例えばどういう案件で援助要請

があるのか、聞かせてもらえるか。

学校教育支援センター所長

例えばということで1つ申し上げれば、学校を不登校になっているお子さんに対して、学校側からアプローチというか、どのような形で学校に戻ってきてもらうかということで、学校も非常に苦労している状況である。そういう行き詰ったときに、ほかにどんな支援策があるだろうかというような、学校長も手をこまねくような場合があった。そういった場合に、臨床心理士の資格を持つ者、あるいは精神保健福祉士の資格を持つ者、こういう専門的な知見からアドバイスを、助言をするようなことがある。

また、学校が、担任の先生も非常に時間を作りづらいような状況があったときに、子どもが学校長の要請を受けて、ご家庭への働きかけ等をするというようなケースがある。このような事業を、今、継続しているところである。

委員長

ほかの方、ご質問あるか。

教育振興部長

今回、スクールソーシャルワークを学校教育支援センターでやるということで、スクールソーシャルワークとはどんな仕事なのか、なかなか学校現場もわからないということで、センター所長が中心となって各学校長にお会いして、26年4月から、このセンター開設に伴ってスクールソーシャルワーク事業について説明してきた。

現在、センターには臨床心理士などが心理相談員として働いているが、この心理相談員は、あくまでもセンターの中で、心理的な側面からの心理相談を行う。ただ、家庭そのものに問題がある場合、子供の心理を、気持ちをいくら立て直しても、家庭に問題があるとどうしようもない。

そういう意味では、いろいろ問題を抱えている子供がいたら、まず学校教育支援センターに相談いただければ、スクールソーシャルワーカーを派遣して、この子の環境にどうやって働きかけるのか、家庭に働きかける必要があれば、場合によっては子ども家庭支援センターと連絡をとって、子ども支援センターから人を送り込んでもらったり、または、必要であれば児童相談センターに相談に行くように指導したり、ある意味でコーディネートをする役目なのである。

その子供が抱えている問題を、何が問題で何が背景でそういう事態になっているのかというのを分析、把握をした上で、この子には、極端な話、警察と相談したほうがよいなど、あらゆる社会資源と、その子の環境を変えるための働きかけをするために、いろいろな機関を使うためにコーディネートする、そういう役目だということでご理解いただきたいと思う。

長島委員

今お伺いした中で、かなり経験豊富で、知識などその辺も豊かではないと、なかなか難しい仕事だと思うが、具体的にはどういう形で募集というか、何かお考えはあるのか。

教育振興部長

1つ目は、スクールソーシャルワーカーという職業はあまり確立していないというか、例えば大学や大学院の課程でやっても、あくまでも基本的な技術をマスターするだけなので、実際は長い経験、いろいろな経験がないと専門家でないのである。そういう意味では、スクールソーシャルワーカーという形で一定の任用資格、社会福祉士の資格などを持っている人を募集しても、スクールソーシャルワーカーとして本当に自立するには数年かかるだろうと見ている。そういう意味では、例えば大学の心理や社会福祉学科を出て、病院に医療ソーシャルワーカーがいるが、そういう人たちも、出だしは全くの私たちと同じ、素人と同じなのである。基本的な技術を持っているというだけで。

そういう意味では、今回、来年度募集したときに、資格を持っている人をどうやってセンターとして鍛えていくか、トレーニングしていくか、ここがやはりポイントだろうと思っている。

長島委員

ということは、どちらかという、一般で公募して面接して育てていくという感じになるのか。

学校教育支援センター所長

おっしゃるとおり、今後、区の非常勤職員の募集という手続の流れの中の1つとして、公募してまいりたいと考えている。スクールソーシャルワーカーそのものは、いわゆる資格という形ではなくて、そういう仕事をする人として、非常勤職員の募集をしていきたいと考えているところである。

以上である。

教育振興部長

今回職を設置するが、今度は予算措置で何人入れるかというのを決めなくてはいいない。当初予算の中で今、詰めているが、私どもとしては、今、3人の方にスクールソーシャルワークの仕事をしてもらっているから、少なくとも3名はスクールソーシャルワーカーとして配置をしたいとは思っている。そのときに、今現在やっている3人のうち、3人ともそのままスクールソーシャルワーカーの所属に移るのか、そのうちの何人かが移るのか、全く新しい人を3人採用するのか、それはこれから最終的に詰めたと思う。

長島委員

はい、わかった。

外松委員

関連して、今までの学校巡回相談員の事業が練馬は定着してきているし、現場では高く評価されている声を伺っている。そうすると、センターができたということで、本格的にそこでやっていくわけであるから、このスクールソーシャルワーカーの方たちを、

いろんなことが、そういう相談のことがスムーズにいくように育てていくことが必要になってくるわけである。そうすると、実際的には、今まで巡回相談員の中で重要な役割を果たしてきてくださった方たちに、具体的にはお願いしながら新しい人を育てていくという、イメージとしてはそういう感じで捉えればよろしいのか。

学校教育支援センター所長

学校巡回相談員のこれまでの実績というか、学校から高い評価をいただいているということは、私も聞いているところである。今現在も、スクールソーシャルワークをする中で、学校巡回相談員が担っていた役割を踏まえて、さらに支援を広げていくような事業運営をしているところである。新しい職ということであるが、公募という形になるので、今現在の学校巡回相談員の方々が来年の任用についてどうされるかということは、ご本人たちのお考えであるというふうには理解をしているところである。

今、委員がおっしゃったように、これまで経験のある方が育てていくというのも1つであるので、今後、そういうような働きかけということも指導してまいりたいと考えているところである。

以上である。

委員長

よろしいか。

質問であるが、今までの学校巡回相談員の方々の人数を、今回のことによって減らすようになるのか、その数は維持しながらソーシャルワーカーの方を3人程度であるか、増やしていくということなのか、そこを教えてほしい。

学校教育支援センター所長

今のお話であるが、課題として認識しているところである。スクールソーシャルワーク事業の中に、これまでの学校巡回相談員の業務というものも包含して、なおかつ支援を広げていくというような、今、事業の方向性を目指しているところである。職名として学校巡回相談員を残して、またスクールソーシャルワーカーと別個に事業を展開していくのか、あるいは学校巡回相談員の業務そのものを拡大した形で事業を進めていくかということは、今後、事業を進めていく展開の中で、学校の支援要請との兼ね合いを見計らいながら、検討していきたいと考えているところである。

委員長

前段のお話を伺っていると、学校巡回相談員とソーシャルワーカーの仕事の職務内容をはっきり色分けしたほうがよいように伺っていた。というのは、この間の陳情も出ていたかと思うのだが、多くは子供そのものよりも家庭的な問題に関わるケース、そういったことについてはこちら、そうでないものについてはこちらというふうに、センターのほうで、学校から要請があったときに、きちんと色分けして対応していくほうがよいのではないかなという感じは受けた。

その辺のところ、今、課題であるとおっしゃっていたが、もう少し何かご説明があっ

たらありがたい。

学校教育支援センター所長

実は平成22年3月に学校教育支援センターの基本的な考え方を策定した段階では、学校巡回相談員の役割が、配慮を要する子供への役割ということで、それまでにあった業務内容をさらに広げて、不登校など、学校でのいろいろな課題に対応するような役割として位置づけていくと、こういうような基本的な考え方を決めたところである。そういう考え方によって、今現在、これまで配慮を要するお子さんに特化というか、特に重点を置いて、さらに支援の幅を広げるような模索をしてきたのが、4月からの取り組みである。

今後さらに、スクールソーシャルワーカーという新しい職をつくることに伴って、業務の幅も一層広げていくということがセンターの役割だと考えているので、学校との対話もしながら、検討を重ねていきたいと考えているところである。

教育振興部長

1つのイメージとしては、例えば教育センターに学校から、こういう子供がいるのだがぜひ相談に乗ってほしいといったときに、受けた学校教育センターとして、これは巡回相談員を充て込めばよいとすぐ判断できるケースもあると思う。一方で、事情が複雑で、どこに問題があるのか、改めて精査をしなければいけないというようなケースであれば、当然、スクールソーシャルワーカーを派遣して、子供と面談をしたり、学校に話を聞く中で、今この子に何が必要なのか、どういう援助が必要なのか考えて、この子には巡回相談員を使おうなど、そういうコーディネートをやってもらいたいと思っている、スクールソーシャルワーカーに。

そういう意味では、ある意味で、スクールソーシャルワーカーというのは上にいるようなイメージである。下で全体を支えているという言い方もできるが、要するに、スクールソーシャルワーカーにとっては、巡回相談員も1つの社会資源なのである。

巡回相談員とスクールソーシャルワーカーがいろいろ議論する中で、さらに次の段階の援助をどうやって組み立てるのかというようなことをやっていくということで、スクールソーシャルワーカーがどのくらいのケースを持ち切れるのか、それで全部コントロールできるのかというのも、やはりそれぞれのワーカーの力なのである、まさに。平均的に30ケース持てるよねというのではなくて、力のある人はもっと持てるから。そういう意味では、どういう人を採用するかというのは、やはり非常に大きな問題だと思っている。

委員長

学校巡回相談員とスクールソーシャルワーカーとの位置関係というのが、今のお話でよくわかったが、せっかく支援センターで一括して、窓口を1つにして、子供にいい方法をとってこういう流れが根本にあったと思うので、ぜひその辺のところ为学校の思いと違わないような方向、子供の実態に沿うような方向で、きちんと回っていくような組織になっていくとよいと、お話を伺いながら思った。

陳情も出ているので、今、ご説明いただいたような、両者の関連、どういう位置づけにあるとか、職務内容とか、そういったものを資料として出していただくことができたら、陳情の協議をするときにもよいと思うので、それをお願いしたいが、いかがか。

学校教育支援センター所長

今の委員長からお話しいただいたことも踏まえて、資料をお出ししたいと思うのでよろしく願います。

委員長

では、よろしく願います。

委員の方々、よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第48号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第48号については「承認」とする。

(8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて。この陳情については、本日、資料が提出されているので、ご説明をお願いする。また、報告の1番についても関連するものなので、あわせて説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

では、私から質問させていただく。

資料2の3番の、通常学級に在籍する肢体不自由の児童生徒数のところに関連して、知的障害学級には現在、肢体不自由のお子さんはいらっしゃらないというお話であったが、もし希望があれば、介助等をつけて受け入れ可能かどうか、確認したい。

学務課長

今現在は、肢体不自由の方の知的障害学級への在籍というのはないが、知的障害学級

が適切であると、望まれるということでの判断があった場合には、それにあわせて施設改修であるとか、そういったものが必要であるということであれば、その部分への対応は当然していかなければいけないと考えている。

委員長

わかった。陳情との絡みもあったので確認させていただいた。
ほかの方、いかがか。

外松委員

まず1つは感想になるが、支援学級にもしかしたら我が子が該当するかと思ったときの就学相談の流れの説明を伺っていて、非常に丁寧に、最初の申し込みから9カ月ぐらいかけて、ほんとうに一人一人の状況に応じて丁寧に対応していただいているのだということが、大変よくわかった。

現在、練馬区には都立の特別支援学校がある。そして、板橋も隣接しているので、合計で14名の方がこの志村学園にお世話になっている状況であるが、通学するときは、各家庭のそれぞれのお宅から学校までなど、どういうふうに通学の援助の形がとられているのか。

学務課長

両学校とも、通学に対してスクールバスを運行しているので、スクールバスが止まる停留所、決められた場所までは、ご家庭で介助をして来ていただくということはしているが、基本的にはスクールバスでの通学である。

あわせて、大泉特別支援学校については、練馬区と西東京市が学区となっている。志村学園についても、練馬区だけでなく、隣の板橋区、北区も学区ということになっており、それぞれバスの運行を決めて回って、通学を確保していくことになる。

委員長

よろしいか。

資料2の参考4番に関連して質問である。先ほど、目黒区には都立の特別支援学校がないので、区立のものがあるというお話であったが、23区の中で区立の特別支援学級、肢体不自由学級、そういったものをつくる方向で今進んでいる区があるのかどうか、その動向を教えてくださいと思う。

学務課長

今年度は目黒区と世田谷区に肢体不自由学級があって在籍もしている。近隣であると、中野区は、設置はしてあるのだが今年には在籍がないということで、今後の計画として、学校教育だけでなく療育機関のほう、福祉的な部分も含めて、医療的な部分も含めて、施設を検討しているとは伺っているところがある。

そのほか、設置する方向にあるのかどうかというところは、情報を得ていないところである。

委員長

練馬の場合は、特別支援学級の設置については計画どおり進んでいて、谷原小学校で、小学校の場合は16校目である。その後、肢体不自由児学級をつくるとかつくらないとかというようなことは、計画段階でも構わないが、何かそういう話は今あるのか。

学務課長

長期計画の中で、この小学校の16校目というところまでは計画させていただいた。もともと特別支援学級の設置については、肢体不自由の方を対象にということで検討をしてきた経過はない。通常級に通うことが適切なお子様であれば、施設改修や介助、そういった支援で学習が受けられる状況をつくっていく。知的障害に対して、知的障害学級が適切であるという判断があった場合には、またその場で施設改修などで対応ができて学習環境を整えば、そういった教育をしてきたということがあるので、特別に肢体不自由の学級というふうに計画検討をしてきたという経過はないところである。

教育振興部長

私ども、目黒区の肢体不自由学級へ視察に行かせていただいた。

それで、実際問題として、食事の場面も見せていただいたけれども、都立の、ここでいうと大泉特別支援学校に入っている子供たちよりも重い子供たちを預かっているような感じである。皆さんそれぞれ知的障害をあわせ持っているから、純然たる肢体不自由だけではなくて、やはり知的障害の重度の方もいらっしゃるみたいなので、相当重いのである。食事も、ミキサー食のようなもので食べさせたり、看護師や理学療法士がいたり、非常に重装備の学園なのである。

このような学級を作るとしたら、やはり相当経費もかかる。スクールバスも回す必要がある。私も行ったときに、それが目黒区の特別支援教育の特色の学級なのだが、仮に目黒区内に東京都の特別支援学校があったとした場合に、こういう施設をつくったかと聞いたら、もしあればつくらなかつただろうと。要するに相当重度なのである。

肢体不自由といったときに、どういう層を考えるかによってはつくれるだろうが、目黒のような肢体不自由の特別支援学級をつくらうとすれば、相当な経費も人材も含めて、どうやってつくらなくてはいけないのかということになるので、そう簡単にはなかなかつくり得ないだろうというのが、現場を視察した感想としてはある。

委員長

練馬の場合は、肢体不自由な児童でも、地域の学校に知的障害学級であれ、通常学級であれ、受け入れていこうという方向で対応していると理解した。

ほかの方、いかがか。

外松委員

来年4月に谷原小学校に知的障害学級が開設されるわけだが、この地域の方というか、ここに通ってこられる可能性のある方で、開校を待ち望んでいらした方はほんとうに喜

ばれて、期待しておられることだと思う。大体何名ぐらいの在籍の予定なのか。

学務課長

今、就学相談を進めている中では、2名ほどご希望があるという状況になっている。それと転校をしてもよいかどうかという調査を今かけているところであるので、開設当初は少人数で開校していくと思っているところである。

委員長

ほかの方、いかがか。

それでは、今日のところはよろしいか。

各委員からさまざまなご意見をいただいた。この陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (11) 平成26年陳情第6号 学校巡回相談員の増員と巡回相談サービスの充実を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

この協議案件については、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

谷原小学校における知的障害学級の設置について

平成27年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

大泉学園駅図書館資料受取窓口の設置について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い整備する条例（骨子案）への意見募集について

平成26年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は6件ご報告する。今1件は終わったので、5件である。よろしく願います。

委員長

報告の1番については先ほど報告があったので、報告の2番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

安藏委員

大泉は10人に対して76人であるが、倍ということは、20人は受け入れて、それ以外は落ちるとい話か。

学務課長

大泉中の受け入れ可能人数は10名で、20名を超えているので、まずは抽選をする。それと、補欠の考え方であるが、補欠については、受け入れ可能人数の半数を補欠とすることにしているので、大泉中学校の場合は10人が当選で、5人を補欠者とするということで、それ以外の方は、残念ながら落選ということで通知を差し上げるという状況になる。

委員長

よろしいか。

長島委員

ほかのオーバーしているところで抽選しないということは、希望が多くて受け入れ枠をオーバーしていても2倍には達していなければ抽選はしないのか。

学務課長

抽選の基準として、受け入れ可能人数40人のところは、81人の希望があると抽選を行うというふうにしてまいった。そういったところもなかなかわかりにくいということもあって、改善しなければいけないということで、検討会の中でもご指摘をいただいているところである。

それとこの人数を受け入れたとしても、この方々が、国都私立中学校を選ばれるという状況があるので、大体20%弱ぐらいの方がここから抜けてしまうという、そういった状況もあり、学校と調整をして、2倍であれば、この受け入れ可能人数に近い数字になるというところから、今までそのように対応してきたところがある。

教育振興部長

今、委員、おっしゃっているように、2倍を超えると募集枠の1.5倍しかとらない。2倍におさまっていれば、今までの経験則からいって、80人までなら全員受入許可を

出しても、40人ぐらいに収めんとやっていたが、なぜ抽選すれば1.5倍の枠で、2倍以内におさまっていれば80人までは受け入れるのか。40人募集して80人だったら全員入学許可というのはおかしいだろうと、議会からも指摘されている。この点については、今、中学選択制度の新たなあり方を、学校長を入れて検討しており、その中で、やはり問題があるということで少し整備をしたいということで、今まとめている。12月中に一定の方向を出した上で、改めて年明けの教育委員会で検討結果のご報告をさせていただき、またその辺についてご審議いただければと考えている。

実は、歩留まりのいい学校と歩留まりの悪い学校がある。先ほどの大泉中は、昨年度選択制度で大泉中を希望した人が72名いた。しかし実際に入学したのが24名と、大泉中はすごい勢いで、中高一貫の学校に最後に抜けてしまった。一方、光一中や二中、三中については、歩留まりがいい。希望した人に入学許可を出すと、大体入学される。地域によって、学校によって全くそれぞれ違っており、毎年同じような傾向を示す。ということは、みんな来てしまったら、受け入れるしかないということである。困ったと思いつつも、受け入れざるを得ない状況である。

長島委員

わかった。

教育長

いずれにしても、いろいろと課題があることは、前もこの委員会でお話をしたので、このような形で2倍ということで、抽選の線を引くということは、多分これが最後になる。来年度以降は、改善した形で実施をしたいと思っている。

委員長

具体的な例が出て、より矛盾点がわかったかと思うが、それについては今検討しているということであるので、よろしいか。

ほかにご質問等はよろしいか。

それでは、報告の3番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

特になしでよろしいか。

それでは、報告の4番についてをお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

安藏委員

学童クラブは空いているところもあったり、いっぱいのところもあったり、いろいろだと思うが、対象児童が6年まで、小学校全てということで、これはどれぐらいの計画で対応していくのか。

子育て支援課長

今回法律の改正があって、6年生まで対象になったが、各自治体、この対応はこれまでさまざまだったので、国としても一律に全てやるようにとは、実は示しているわけではない。全ての自治体にこの義務を課すものではないというような、国の通知がある。区としても、どうしようかとさまざま検討をした。子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査をやらせていただいて、低学年と高学年に調査したときに、例えば27年度の見込みで言うと、低学年が5,000人、高学年が1,000人という数が出ている。今、4,000人であるから、2,000人ぐらいの増加が必要になってくるわけである。ただ、今、学童クラブの運営の実態を見てみると、高学年がなかなか好んで殺到するというような状況でもない。現状としては、3年生でも、夏休みが終わると結構退会するお子さんもいらっしゃるということを考えると、そう大きな数ではない需要かと区としては考えている。しかし一方では必要なお子さんもいるということで、まず区としては、先ほど申し上げたとおり、施設等の状況から見て、可能なところからまず受け入れをして、さまざまな検証をしていく中で、どういう形で受け入れるかというのを検証し、最終形を目指したいと考えているところである。

こども家庭部長

ただいま出てきたニーズ調査の中で、小学校4、5、6年の保護者に対してニーズ調査したところ、自分のお子さんが放課後どのように過ごしたいかということで、塾に通う、習い事をする、それから家庭で過ごす、これが非常に多かった。したがって、1学年約6,000人いるので、4、5、6年を足し算すると1万8,000人ぐらいいらっしゃるが、ただいまのようなニーズ調査を踏まえると、現在4,000人の枠のところは、おそらく2,000人ぐらいの枠を拡大することによって、一定の対応はできるかと思っている。

また、本区においては学校応援団によるひろば事業も開催しているので、それもあわせてご利用いただくというようなことで、現在、考えているところである。

以上である。

委員長

施設により、可能なところと可能でないところがまずあると思うが、ひろば事業の利用もということで、それを賄ってもらうというご説明だったと思う。

その他のところは、説明いただいたので私はよくわかったと思うが、いかがか。

大変だと思うが、よろしく願います。
よろしいか。
それでは、報告の5番について願います。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。
特にご質問ないということによろしいか。
それでは、その他の報告を願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。
特にないということによろしいか。
その他の報告、あるか。
特にないか。
それでは、以上で、第22回教育委員会定例会を終了する。